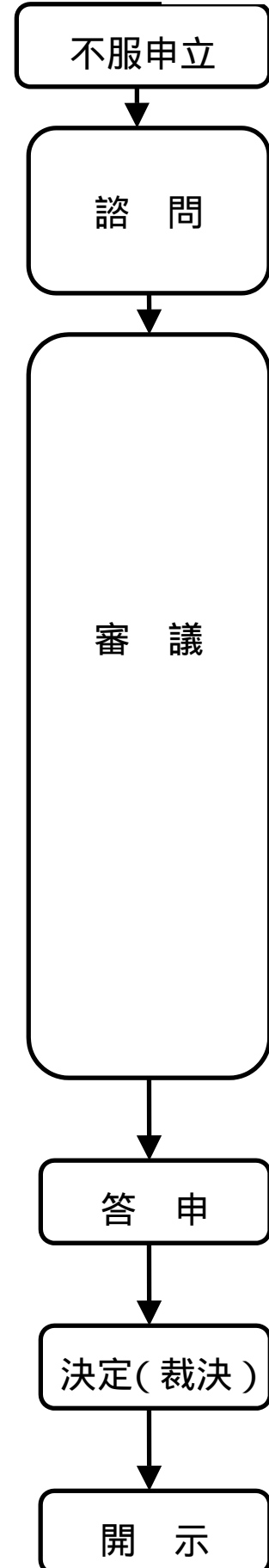


不服申立の手續規定

情報公開条例に定める手續と同様に整備



反対意見書が提出されている場合の諮問義務

請求を認容しようとする場合でも、諮問を義務づける
(公開条例第 19 条 2 項関係)

諮問した旨の通知義務

「不服申立人」、「参加人」、「開示請求者」、「反対意見書を提出した第三者」への通知義務
(公開条例第 20 条関係)

審査会の調査権限

- ・ 審査会が直接見分する対象文書の提示を求める
(公開条例第 23 条 1, 2 項関係)
- ・ 非公開審理 (インカメラ審理)
(公開条例第 23 条 1 項関係)
- ・ 審査会が指定する方法で分類整理した資料の作成を求める
(ヴォーンインデックス審理)(公開条例第 23 条 3 項関係)
- ・ 意見書、資料の提出、参考人の陳述、鑑定を求める
(公開条例第 23 条 4 項関係)

審査手續の非公開

インカメラ審理を規定
(公開条例第 27 条関係)

口頭意見陳述制度

不服申立人等 () に対する口頭意見陳述の付与義務として規定
(公開条例第 24 条 1 項関係)

() 不服申立人等 = 不服申立人、参加人、諮問庁

不服申立人等からの意見書、資料の提出権、閲覧手續

不服申立人等 () の権利・権限、及び審議会の義務を規定
(公開条例第 25 条、26 条関係)

答申書の送付、公表義務

審査会は、答申書 (写) を不服申立人、参加人へ送付
諮問庁は、答申の内容を公表
(公開条例第 28 条関係)

第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務

反対意見書を提出した第三者に対して、開示決定から開示まで 2 週間を置く
(公開条例第 21 条関係)